



島根県報

平成23年6月3日（金）

第2,295号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 救急病院の名称の変更 | （医 療 政 策 課） | 2 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示 | （森 林 整 備 課） | 2 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 | （水 産 課） | 2 |

【公 告】

| | | |
|------------------------------------|---------------|---|
| 島根県嘱託・臨時職員管理システム構築運用保守業務に係る提案競技の実施 | （情 報 政 策 課） | 2 |
| 平成23年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 | （高 齢 者 福 祉 課） | 6 |
| 公共測量の実施 | （用 地 対 策 課） | 8 |

【正 誤】

| | | |
|--------------------------|-------------|---|
| 平成23年5月17日付け島根県報号外第116号中 | （道 路 維 持 課） | 8 |
|--------------------------|-------------|---|

告 示**島根県告示第408号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院として指定した次の医療機関について、名称の変更の申出があったので告示する。

平成23年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
|----------|--------|---------------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | | |
| 公立雲南総合病院 | 雲南市立病院 | 雲南市大東町飯田96番地1 | 平成23年4月1日 |

島根県告示第409号

平成23年島根県告示第376号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を美郷町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 森林の所在場所 | 不明である通知の相手方 | |
|--------------|----------------------|---------------|
| | 山林の権利者 | 住所 |
| 邑智郡美郷町上川戸606 | 保証責任浜原信用 販売購買利用組合 | 邑智郡美郷町浜原384-1 |

島根県告示第410号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖湖南加入区（宍道湖漁業協同組合）

公 告

島根県嘱託・臨時職員管理システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県嘱託・臨時職員管理システム構築運用保守業務一式

(2) 仕様

別に定める「島根県嘱託・臨時職員管理システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書」による。

(3) 期間

契約の日から平成29年6月30日まで

(4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

キ 提出書類の提出期限日において、本システムと同様な機能を有したシステムを構築し、運用保守に係る契約をした実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。

エ 構成員の中に(1)のキに該当する者が含まれること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

(1) 配布期間

平成23年6月3日（金）から平成23年6月10日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 8部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年6月21日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年7月8日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町8番地 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

電話 0852-22-6635 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成23年6月13日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成23年6月16日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年6月24日付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県嘱託・臨時職員管理システム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 信頼性及び安定性
 - イ 操作性
 - ウ 拡張性及び柔軟性
 - エ 構築及び運用保守費用
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
 - ア 第1次審査
書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。
 - イ 第2次審査
第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。ヒアリングの日程については平成23年7月14日（木）を予定している。
なお、ヒアリングの詳細日程等については、該当者にのみ別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :
A Temporary workers Management System for Shimane Prefectural Government 1set
- (2) Deadline for submission of proposal documents :
3 : 00 p.m 8 July 2011
- (3) For further details contact :
Information Policy Division
8 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6635

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成23年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成23年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

(1) 試験日

平成23年10月23日（日）

(2) 試験開始時刻

午前10時

2 試験会場

| 試験地 | 試験会場（所在地） |
|-----|-----------------------------|
| 松江市 | 島根大学（松江市西川津町1060） |
| 浜田市 | 島根県立大学浜田キャンパス（浜田市野原町2433-2） |

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- ウ 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

(2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ同表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

| 法 定 資 格 | 解 答 免 除 |
|--|--------------------|
| ア 医師、歯科医師 | 保健医療サービスの知識（基礎・総合） |
| イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師 | 保健医療サービスの知識（基礎） |
| ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 | 福祉サービスの知識 |

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成23年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成23年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成23年10月28日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- ウ 訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

- ア 平成23年7月15日（金）から平成23年8月5日（金）まで
- イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること（8月5日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

(2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに240円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

11 その他

(1) 交通手段

松江市の試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6520）にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）

2 作業期間

平成23年6月6日から平成23年6月30日まで

3 作業地域

浜田市国分町

正**誤**

平成23年5月17日付け島根県報号外第116号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | | 正 | |
|-----|-----------------------|------|------|----|-------|
| 2 | 島根県告示 第360号の 表中 | 一般国道 | 375号 | 県道 | 川本波多線 |
| | | | | | |

| | | | | |
|--|---|------|------|------|
| | ” | 488号 | 一般国道 | 488号 |
|--|---|------|------|------|